

高国保連第 136 号

平成 31 年 4 月 24 日

各 保 険 医 療 機 関 様
各 保 険 調 剤 薬 局 様
各 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 様

高知県国民健康保険団体連合会

地方単独事業に係る請求書の元号表記の取扱いについて

本会の事業運営につきましては、日ごろよりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、表記につきまして、下記により取り扱うこととお知らせいたします。

なお、本会ホームページにおいて「平成」で掲載中の「福祉医療費等に係る請求書【集計票】」様式は、5月13日（月）に「令和」表記に差替える予定ですので、必要に応じてご活用ください。

記

来月（令和元年5月）以降、本会に提出する地方単独事業に係る請求書には「令和」を用いてください。

【例】請求年月＝令和元年5月10日

「平成」が、あらかじめ印刷されている場合は、「平成」に2重線で取り消し線を引いて「令和」と訂正してください。この場合の訂正印は不要です。

なお、やむを得ず「平成」の表示が残る場合でも、別紙のとおり、当分の間、有効なものとして取り扱います。

※ 診療報酬請求書、診療報酬請求明細書などについては、従前どおり厚生労働省からの通知による取り扱いとなります。通知が発出され次第、対応の詳細をお知らせする予定です。

審査課第5係（担当 山形）
電話番号 088-820-8407

地方単独事業に係る請求書の元号表記の取扱い

1. 地方単独事業に係る請求書

項番	請求書の種類	公費法別番号
1	福祉医療費に係る請求書	43、46、73、74、75、76
2	予防接種に係る請求書	80、81、82、83、84、85、86、87、88、91、92
3	健康診査・検査に係る請求書	70、77、71、78、84、89、94

2. 本会の取扱い

上記「1」の請求書に印刷されているすべての元号（請求年月日、診療年月、接種日、検査日、分娩予定日、新生児・乳児の生年月日など）について、下表【例】のとおり、当分の間、有効なものとして受け付けます。

なお、取扱いの終了時期については、現在のところ未定とし、今後の状況を見ながら判断することとします。

【例】次の表記はいずれの場合も令和元年5月10日として取り扱う。

項番	表記
1	令和1年5月10日
2	平成31年5月10日
3	平成元年5月10日
4	平成1年5月10日
5	2019年5月10日

3. 留意事項

診療報酬請求書、診療報酬請求明細書などについては、従前どおり厚生労働省からの通知による取扱いとなります。通知が発出され次第、対応の詳細をお知らせする予定です。

平成31年4月

高知県国保連合会審査課